

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 給与規程

(平成18年2月20日制定)

沿革	平成18年 3月29日議決	平成19年 3月28日議決
	平成19年12月17日議決	平成20年 3月28日議決
	平成21年12月 1日決裁	平成22年12月22日議決
	平成23年11月30日決裁	平成24年10月 3日議決
	平成25年 7月 1日議決	平成26年12月12日議決
	平成27年 3月30日議決	平成28年 3月 9日専決
	平成28年11月24日議決	平成29年12月15日議決
	平成30年12月14日議決	平成31年 3月20日議決
	令和元年12月13日議決	令和 2年 3月13日議決
	令和 4年 3月11日議決	令和 4年12月14日議決
	令和 5年12月14日議決	令和 6年12月17日議決
	令和 7年 2月21日議決	令和 7年 3月13日議決

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会就業規程（以下「就業規程」という。）第35条の定めるところにより、同規程第2条第1項及び第2項に規定する職員の給与、期末手当、勤勉手当及び特別手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 臨時職員の給与については別に定める。

(給与体系)

第2条 給与の体系は次のとおりとする。

2 基準内給与

(1) 給料

(2) 諸手当

ア 管理職手当

イ 住居手当

ウ 扶養手当

エ 地域手当

3 基準外勤務手当

(1) 時間外勤務手当

(2) 休日勤務手当

(3) 通勤手当

(4) 携帯電話手当

(5) 宿日直手当

(6) 夕直手当

4 この規程において、給料とは諸手当及び基準外勤務手当を含まないものとし、給料、諸手当及び基準外勤務手当を併せて給与とする。

(給与の支払形態)

第3条 給与は月給制とする。ただし、職員が給与の計算期間の中途において次の各号

に定めるいずれかの事由に該当する場合は、第8条に定める時間額及び日額の計算により算出した給与を支給する。

- (1) 休職にされ又は休職の終了により復職した場合
- (2) 就業規程及び育児休業及び介護休業等に関する規程に規定する無給休暇（以下「無給休暇」という。）についての承認を受け又は無給休暇の期間の終了により復職した場合
- (3) 退職した場合

2 給与の支給日前及び支給日後において、前項の規定に該当する事由が生じた場合は、次条の規定により給与を支給する。

（計算期間及び支給日）

第4条 給与の計算期間は、当月1日から当月末日をもって締切り、当月20日に支給するものとし、時間外勤務手当、宿日直手当及び夕直手当については、翌月20日に支給する。ただし、支給日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

第4条の2 給与の支給日後において新たに職員となった者の給与は、日割りにより、その際に支給するものとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員（再就職職員等を除く。以下第7項において同じ。）となった者の号給は、会長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、会長の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、会長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（6級及び7級である者にあつては3号給、8級である者にあつては1号給）とすることを標準として会長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「6級及び7級である者にあつては3号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 前項までに定めるもののほか、職員（再就職職員等を含む。）の初任給、昇格及び昇給に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（給与の返納）

第6条 職員が給与期間中、給与の支給日後において、離職、休職、停職又は無給休暇等により、過払いとなった場合は、その際返納しなければならない。

(支払方法)

第7条 給与は、職員の過半数を代表する者との書面による協定及び職員の同意により本人が指定した本人名義の預金口座への振り込みを原則とする。

2 口座振込を希望する職員は、別に定める手続きにより、給与の振込を受ける預金の口座等一定事項を届け出なければならない。

(時間額及び日額の計算)

第8条 給与の減額及び日割りに用いる時間額及び日額の計算は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 時間額は、給料月額に12を乗じた額を就業規程第20条に規定する1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする

(2) 日額は、給料月額を給与の支給を受ける月の勤務すべき日数から、就業規程第24条に定める休日等を減じた日数で除して得た額とする

2 前項の計算において生じる円未満の端数については、すべて四捨五入するものとする。

3 前項までに定めるもののほか、給与の減額及び日割りに関して必要な事項は会長が別に定める。

(給与控除)

第9条 給与は全額支給を原則とするが、以下に定めるものをその職員の給与から控除する。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく給与の支給に係る所得税

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく道府県民税及び市町村民税

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）における健康保険の保険料

(4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）における厚生年金の保険料

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）における雇用保険の保険料

(6) その他職員の過半数を代表する者との書面による協定で定めるもの

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、第8条に規定する時間額及び日額の計算により給料月額を減額した給与を支給する。ただし、就業規程第24条各項に規定する休日等

(同規程第25条の規定により休日等を振替えて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる休日等。)及び会長の承認のあった場合を除くものとする。

(給与の不支給)

第10条の2 職員が就業規程第26条第1項に定める病気休暇を取得する場合にあっては、給与を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上及び通勤による負傷又は疾病による病気休暇を取得する場合にあっては、90日を限度として給与を支給することができる。

(休職者の給与)

第11条 職員が就業規程第37条第1項第1号から第3号までに掲げる理由に該当して休職させられたときは、給与を支給しない。

2 職員が就業規程第37条第1項第4号に掲げる理由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

3 職員が就業規程第37条第1項第5号に規定する理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給することができる。

4 就業規程第37条の規定により休職させられた職員には、別段の定めがない限り、第1項から前項までに定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

5 第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条に規定する基準日前1か月以内に退職し若しくは就業規程第41条第1号から第3号までの規定により解雇され又は死亡したときは、第22条第1項の規定により同項で定める日に期末手当を支給する。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは、「第11条第5項」と読み替えるものとする。

第2章 給料

(給料)

第12条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、分類基準は会長が別に定める。

2 給料表は、別表のとおりとする。

3 年齢60年に達した以後における最初の4月1日に在籍する職員の給料月額、年齢60年に達した以後における最初の3月31日の給料月額の100分の68とする。

4 就業規程第21条の2に定める特例短縮勤務の命令を受ける職員の給料月額は、前項に規定する給料月額の100分の80とする。

(再就職職員等の給料)

第13条 再就職職員の給料については、会長が別に定めるものとする。

2 嘱託員の給料については、前条第2項を準用する。

3 就業規程第21条の2に定める特例短縮勤務の命令を受ける再就職職員等の給料月額は、前各項に規定する給料月額の100分の80とする。

(給料支払いの始期及び終期)

第14条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その給与期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第15条 管理職手当は管理職に対し会長が定める額を支給する。

2 管理職手当には、時間外勤務手当を含むものとする。

(住居手当)

第16条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、渋川市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第18条第1項第1号で定める額を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（再就職職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、条例第18条第2項に定める額とする。

3 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに会長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

(住居手当支給の始期及び終期)

第17条 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき又は職員が前条第1項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において、同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれの事実の生じた日又は5年を経過した日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規

定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員及び嘱託員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、条例第15条第3項に定める額とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、条例第15条第4項に規定する額に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当支給の始期及び終期)

第19条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 前条第2項第2号から第5号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子、父母等」という。)がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の

扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第19条の2 地域手当は、職員及び嘱託員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、渋川市職員の給与の支給に関する規則（以下「規則」という。）第19条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当の支給に関して、前項までに定めのない事項は、会長が別に定めるもののほか、規則を準用する。

（通勤手当）

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難

である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(4) 通勤手当の額は、条例第19条第2項各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支払い日に支給する。

3 通勤手当を支給される職員につき、以下で定める理由が生じた場合には、当該職員に、規則第36条で定める額を返納させるものとする。

(1) 離職し若しくは死亡した場合又は前第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において就業規程第37条の規定により休職にされ、育児休業及び介護休業等に関する規程により育児休業をし又は同規程第54条により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる時。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則第37条で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

5 第1項に該当する職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる時は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

(携帯電話手当)

第20条の2 携帯電話手当は、本会名義の携帯電話（以下「社協携帯電話」という。）を常態的に所持する職員及び個人名義の携帯電話（以下「個人携帯電話」という。）を業務に使用する職員に支給する。

2 前項に定める職員は、本会処務規程第2条第4項第3号及び第4号の事業所に属し、会長に届出のあった職員とする。

3 携帯電話手当の始期及び終期は、前項の届出のあった日が属する月から開始し、変更の届出があった日が属する月までとする。ただし、届出月の所持日数が、当該月の暦日の半数に満たない場合は、始期は届出のあった日が属する月の翌月からとし、終

期は前月までとする。

4 携帯電話手当の支給額は、次の各号のに定める額とする。

- (1) ヘルパーステーションに属し社協携帯電話を所持する職員 月額4,000円
- (2) ヘルパーステーションに属し個人携帯電話を使用する職員 月額500円
- (3) ケアプランセンターに属し社協携帯電話を所持する職員 月額1,000円

5 前各項に定めるもののほか、携帯電話手当の支給に関して必要な事項は会長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第21条 本会の命令による、就業規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超える勤務及び同規程第24条に規定する休日等の勤務（以下「時間外勤務」という。）においては、第2項に規定する時間額に時間外勤務及び休日等の振替え又は同規程第25条の規定により振替えることができなかつた休日等（以下「時間外勤務等」という。）の時間数を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 時間額については、第1号により得た額を第2号により得た数で除した額に、第3号の加算割合を乗じて得た額とする。

- (1) 時間外勤務等が生じた月の給料月額に第19条の2に規定する地域手当の月額を加算した額に1年間の勤務月数（12か月）を乗じて得た額
- (2) 就業規程第20条に規定する1週間あたりの勤務時間数（38時間45分）に1年の週数（52週間）を乗じて得た数
- (3) 第3項に規定する加算割合

3 時間額の計算に用いる加算割合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 就業規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合及び同規程第24条に定める週休日において同規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合 100分の125
ただし、勤務時間にかかわらず時間外勤務が午後10時から午前5時に当たる場合 100分の150
- (2) 就業規程第24条に定める法定休日及び休日において、同規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合 100分の135
ただし、勤務時間にかかわらず時間外勤務が午後10時から午前5時に当たる場合 100分の160
- (3) 就業規程第25条の規定により、同規程第24条に規定する休日等を勤務した日と同一の週以外の週に振替えた場合
 - ア 週休日 100分の25
 - イ 法定休日及び休日 100分の35
 - ウ 第5号に該当する週休日 100分の50
- (4) 第3号による休日等の勤務について、就業規程第25条の規定により振替えるこ

とができなかった場合

ア 週休日 100分の125

イ 法定休日及び休日 100分の135

ウ 第5号に該当する週休日 100分の150

- (5) 前各号の規定にかかわらず、法定休日を除く時間外勤務が1か月60時間を超え、就業規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合及び同規程第24条に定める週休日において同規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合 100分の150

ただし、勤務時間にかかわらず時間外勤務が午後10時から午前5時に当たる場合 100分の175

- 4 前項までの計算過程において生じる円未満の端数については、すべて四捨五入するものとする。

(宿日直手当)

第21条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、前条の勤務に含まれないものとする。

(夕直手当)

第21条の3 夕直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき2,200円を夕直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、第21条の勤務に含まれないものとする。

第4章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する再就職職員等を除く職員に対して、6月1日の基準日については6月30日、12月1日の基準日について12月10日(以下「支給日」という。)に支給する。なお、支給日に定める日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。これらの基準日前1か月以内に退職し若しくは就業規程第41条第1号から第3号までの規定により解雇され又は死亡した職員(第11条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。)についても、同様とする。ただし、以下に該当する者には期末手当を支給しない。

- (1) 無給休職者
- (2) 刑事休職者
- (3) 停職者
- (4) 非常勤職員
- (5) 育児休業及び出生時育児休業職員(育児休業及び介護休業等に関する規程第2

条及び第6条の2の規定により育児休業及び出生時育児休業をしている職員をいう。以下同じ。)のうち、育児休業及び介護休業等に関する規程第19条第3項に規定する職員以外の職員

- 2 期末手当の額は、条例第30条第2項に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における、その者の在職期間に応じて同項各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 条例第30条第2項に定める期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し若しくは解雇され又は死亡した職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の等級を考慮して規則第52条で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則第52条で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間は、本会の職員として在籍した期間をいう。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。
 - (1) 第1項第2号から第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業及び出生時育児休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- 6 基準日以前6か月以内の期間において、地方公共団体の職員であった者が引き続き本会の職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第5項の在職期間に算入する。

(期末手当の不支給)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、同項の基準日に係る期末手当（同項第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第55条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第41条の規定により解雇された職員（同規程第41条第1号から第3号までに該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止）

第24条 本会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消す。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、本会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付する。

（勤勉手当）

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する再就職職員等を除く職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月1日の基準日については6月30日、12月1日の基準日については12月10日（以下「支給日」という。）に支給する。なお、支給日に定める日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。これらの基準日前1か月以内に退職し若しくは就業規程第5条第1号に該当して同規程第41条第1号から第3号までの規定により解雇され、又は死亡した職員（第11条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。ただし、以下に該当する者には勤勉手当を支給しない。

- (1) 無給休職者
- (2) 刑事休職者
- (3) 停職者
- (4) 非常勤職員
- (5) 育児休業及び出生時育児休業職員のうち、育児休業及び介護休業等に関する規程第19条第3項に規定する職員以外の職員

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務時間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とし、期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務時間（本会の職員として在職した期間とする。）の区分に応じて、規則別表3に定める割合とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し若しくは解雇され又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に条例第33条第2項第1号に定める割合（特定幹部職員にあつては、条例第33条第2項第1号に定める率）を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第22条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項で規定する日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特別手当）

第26条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する再就職職員等に対して、6月1日の基準日については6月30日、12月1日の基準日について12月10日（以下「支給日」という。）に支給する。なお、支給日に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。これらの基準日前1か月以内に退職し若しくは就業規程第41条第1号から第3号までの規定により解雇され又は死亡した職員（第11条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。ただし、以下に該当する者には特別手当を支給しない。

(1) 無給休職者

(2) 刑事休職者

(3) 停職者

(4) 非常勤職員

(5) 育児休業及び出生時育児休業職員のうち、育児休業及び介護休業等に関する規程第19条第3項に規定する職員以外の職員

2 特別手当の額は、特別手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在において再就職職員が受けるべき給料月額とし、嘱託員にあつては給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第23条、第24条の規定は、第1項の規定による特別手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項で規定する日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めのない事項については、前条の規定を準用する。

第5章 雑則

（不正受給の返還）

第27条 この規程に定める額を不正に受給した場合、本会はその全額の返還を求めるものとする。

2 この場合職員は誠実をもってこれを返還しなければならない。

（委任）

第28条 職員の給与に関して、この規程に定めのない事項は、会長が別に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定及び渋川市職員に適用される市条例の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行し、変更後の給与規程第19条第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、渋川市職員の給与に関する条例の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 前項の規程の施行に関し、必要な事項は、渋川市職員の給与に関する条例附則第13項、第14項及び第15項を準用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員において、給料月額が平成27年3月31日現在の給料月額に満たない場合は、平成30年3月31日までを限度に、平成27年3月31日現在の給料月額を据え置くものとする。

附 則

この規程は、専決の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に雇用される再就職職員については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条第3号及び第4号、第24条第1項第1号及び同条第2項第1号の変更規定は、令和7年6月1日から施行する。

社会福祉法人 浜川市社会福祉協議会 給料表

(令和7年4月1日施行)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		

6 0	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
6 1	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
6 2	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
6 3	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
6 4	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
6 5	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
6 6	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
6 7	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
6 8	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
6 9	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
7 0	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
7 1	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
7 2	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
7 3	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
7 4	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
7 5	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
7 6	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
7 7	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
7 8	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
7 9	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
8 0	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
8 1	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
8 2	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
8 3	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
8 4	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
8 5	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
8 6	256,000	297,100	346,000					
8 7	256,300	297,400	346,400					
8 8	256,600	297,700	346,800					
8 9	256,900	298,000	347,000					
9 0	257,200	298,300	347,400					
9 1	257,500	298,600	347,800					
9 2	257,800	299,000	348,200					
9 3	258,100	299,200	348,400					
9 4		299,400	348,800					
9 5		299,700	349,200					
9 6		300,100	349,500					
9 7		300,300	349,800					
9 8		300,600	350,200					
9 9		301,000	350,600					
1 0 0		301,400	351,000					
1 0 1		301,600	351,500					
1 0 2		301,900	351,900					
1 0 3		302,200	352,300					
1 0 4		302,500	352,700					
1 0 5		302,700	353,200					
1 0 6		303,000	353,600					
1 0 7		303,300	353,900					
1 0 8		303,600	354,200					
1 0 9		303,800	354,700					
1 1 0		304,200						
1 1 1		304,600						
1 1 2		304,900						
1 1 3		305,100						
1 1 4		305,300						
1 1 5		305,600						
1 1 6		306,000						
1 1 7		306,200						
1 1 8		306,400						
1 1 9		306,700						
1 2 0		307,000						
1 2 1		307,400						
1 2 2		307,600						
1 2 3		307,900						
1 2 4		308,200						
1 2 5		308,500						

再就職職員及び臨時職員の給料は別に定める。